

媛づくり」について、知事が地域の皆様方に直接お話しします。

傍聴される方を募集していただきます。是非、ご参加ください。

日時 10月30日(金) 10時～12時

会場 愛媛県南予地方局(宇和島市天神町7番1号)

定員 50名(先着順)

申込方法 10月15日(木)までに郵便、電話、FAX又は電子メールで、住所、氏名、電話番号を記入(連絡)し、申し込んでください。

申込先 南予地方局地域政策課
(〒798-8511 宇和島市天神町7番1号)

☎ 22・5211(内線215)

FAX 25・3724

E-mail

nan-seisaku@pref.ehime.jp

過去の被害者が狙われる!?

産業課 内線263

二次被害の窓口と被害

過去に資格講座等の契約をしたことのある人に対して、以前の契約に関連した事柄で虚偽の説明をして、強引に新たな契約を迫る「二次被害」のトラブル

が発生しています。

「二次被害」とは、何年も前に契約した資格講座について、以前に契約した業者名、もしくは違う業者名で「講座が終了していないので、新たな教材が必要」と新たな契約を結ばせようとしたり、「名簿から登録抹消するのに手数料が必要」と偽って不当な請求をするものです。

また、契約をしてしまうと個人情報流出して悪用されることも考えられます。

被害にあわないために

○過去の契約は受講料を完済した時点で、資格の取得の有無に関係なく終了しています。業者からの勧誘は拒否し、新たな契約は結ばないようにしましょう。

○突然の電話にも毅然とした態度できっぱりと断りましょう。

○仮に契約した場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困った時は、すぐに相談窓口にご相談しましょう。

消費生活に関する相談窓口

役場産業課商工観光係
☎ 45・1111

愛媛県消費生活センター
☎ 089・925・3700

甲種防火管理新規講習の開催について

総務課 内線234

本年度の甲種防火管理新規講習を下記のとおり開催します。で、該当する事業所の関係者は必ず受講して下さい。

防火管理が必要な事業所は、次によるものです。

- ①劇場・集会場・遊技場・飲食店・物品販売店舗・宿泊施設・保育園・幼稚園・その他これらに類する施設で、収容人員が30人以上のもの
- ②認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設で、収容人員が10人以上のもの
- ③前記以外の事業所等で収容人員が50人以上のもの

受講対象

- ①防火管理者が必要な事業所等で、資格者が不在の場合
- ②防火管理者の資格を取得した人

講習日時等

日時10月22日(木)・23日(金)

9時30分～16時30分
場所 宇和島市丸之内5丁目1番18号

宇和島地区広域事務組合消防本部4階・大会議室

受講要領

- ①受講料等
受講料は無料です。ただし、受講の際に使用するテキスト代金3,600円が必要です。当日会場で販売しますので、おつりの要らないようお願いします。
- ②申込方法
所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、消防本部予防課、鬼北消防署または吉田・津島の各分署へ申し込み下さい。

問い合わせ

宇和島地区広域事務組合消防本部予防課電話22-7501(直通)